

口座を開設されるお客さまへのお願い（法人）

当組合では、新たに口座開設を希望される法人のお客様に「犯罪による収益移転防止に関する法律」等で求められている事項に加え、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するため、下記の「公的書類等」による確認および口座開設にかかる審査を実施しております。

お客さまには大変ご不便、お手数をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を金融犯罪から守り、安心してお取引いただくため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

☐ 口座開設には、以下の書類等をご準備ください

口座開設には、以下の書類が必要です。ご提出いただけない場合は、口座開設をお断りすることがございますのでご了承ください。また、ご提出いただいた書類はコピー（写し）をいただきます。

1. 履歴事項全部証明書 ※原本、発行後6カ月以内のもの
2. 法人の印鑑証明書 ※原本、発行後6カ月以内のもの
3. 事業内容が分かる資料【会社案内、商品パンフレット、決算書類、税務申告書等】
4. 事務所の賃貸契約書等（事務所が賃貸の場合のみ）
5. 公共料金の領収書、公共料金の契約書（履歴事項全部証明書の住所と異なる場合のみ）
6. ご来店者様の公的な本人確認資料 ※原本・顔写真付き
7. 代表者、実質的支配者の方の公的な本人確認書類（写し）
8. ご来店いただく方と法人の関係を証明する資料
9. 口座に登録する印章

☐ 口座のご利用目的等をお伺いしています

別紙にて、口座の開設理由やご利用目的等をおたずねいたします。

☐ 口座の開設は最寄の店舗にてお手続きください

口座の開設は、御社（本店・支店・営業所・事業所等）ご住所に近い店舗にてお願いしております。近くの店舗以外での口座開設はお断りすることがございます。

☐ 複数の口座開設について

当組合で既に口座をお持ちの場合は、できるだけ既存の口座をご利用ください。やむを得ず新たに口座の開設を希望される場合は、開設の目的等をお伺いさせていただき、場合によっては口座開設をお断りすることがございます。

☐ ご留意点

- ・口座開設には審査が必要なため、お申込みから**1カ月**程度を要する場合がございます。
- ・別途、追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。
- ・審査の結果、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

☐ 口座売買等の禁止について

- ・口座の売買や他人に利用させることを目的とした口座開設は法律で禁止されており、刑事罰の対象となる場合がございます。
- ・以下に該当する場合、口座の利用停止や解約をさせていただく場合がございます。
 - ①届出に虚偽が発覚した場合
 - ②口座開設後に不自然なお取引が発生した場合、取引内容をご確認させていただき、振込詐欺等の犯罪に悪用されていることが判明した場合またはそのおそれがある場合
 - ③貯金規定に違反した場合

総合的判断により口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。